

令和2年度	一般会計	歳出	第6款3項3目	親子保健費	11節(6)	傷害賠償保険料
令和2年度	一般会計	歳出	第6款2項1目	地域子育て支援費	11節(6)	傷害賠償保険料
令和2年度	一般会計	歳出	第6款1項2目	青少年育成費	11節(6)	保険料
令和2年度	一般会計	歳出	第6款2項2目	保育・教育施設運営費	4節(1)	社会保険料

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当
			こども家庭課 親子保健係 担当 ^り 者 ^が 名 八野井 電 話 671-2455

設 計 書

1 委 託 名 令和2年度横浜市こども青少年局委任業務保険

2 契 約 場 所 こども青少年局こども家庭課

3 履行期間 期間 令和2年4月1日 から 令和3年3月31日 まで
 又は期限 期限 平成 年 月 日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
横浜市こども青少年局委任業務保険
1 賠償責任保険
2 傷害保険

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
横浜市こども青少年局委任業務保険		一式				
【内訳】						
1 こんにちは赤ちゃん訪問事業						
2 母子訪問指導事業						
3 乳幼児健康診査事業						
4 ファミリーサポートクラス事業						
5 子育て支援者事業						
6 青少年相談センター事業						
7 保育所への臨床心理士派遣事業						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

横浜市子ども青少年局委任業務保険仕様書

1 件名
令和2年度横浜市子ども青少年局委任業務保険

2 保険契約者
横浜市

3 保険・補償内容
以下の内容及び補償額を満たすもの

賠償責任保険		傷害保険	
身体賠償	1名 1億円	死亡	1名 500万円
	1事故 5億円	後遺障害	1名 20～500万円
財物賠償	1事故 500万円	入院	1日 3,500円(180日限度)
保管物賠償	1事故 500万円	手術	1名 35,000円(入院中) 17,500円(外来)
※免責金額	5,000円	通院	1日 2,500円(90日限度)

※「往復途上の補償」については補償対象とする。

※年度途中で実施施設が増設・移転・廃止になった場合や、対象者数が増減した場合も、保険金支払いの対象とする。

4 対象者
「20 対象事業概要及び実績」の事業実施者のとおり

5 保険期間
令和2年4月1日～令和3年3月31日

6 契約区分
確定契約

7 保険料支払日
適法な請求書を受理した日から起算して30日以内

8 その他要件等

- (1) 専任の担当者を配置し、迅速に必要な手続きを行うこと。
- (2) 賠償責任事故、傷害事故の種類に応じて、専任の担当者が当事者間の交渉や保険金請求に必要なアドバイスをを行うこと。
- (3) 必要に応じて、顧問弁護士等の専門家に見解を求め、示談の交渉に必要なアドバイスをを行うこと。
- (4) 保険金支払いの手続きは、横浜市子ども青少年局委任業務保険事務フロー(別紙1)のとおり行うこと。

9 子ども青少年局委任業務保険の対象となる事故

(1) 損害賠償責任事故

事業実施中の事業実施者が、事業実施者の過失により、事業実施中の事業実施者又は第三者の生命、身体、財物又は保管物に損害を与え、当該事業実施者が被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任(同居の親族に対して負担する損害賠償を除く。)を負う事故をいう。

(2) 傷害事故

事業実施中に発生した急激かつ偶然な外来の事故によって、事業実施中の事業実施者が死亡又は負傷した事故をいう。

10 こども青少年局委任業務保険が適用されない事故

「9 対象となる事故」の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、こども青少年局委任業務保険を適用しない。

(1) 損害賠償責任事故

ア 市の執行機関若しくはその補助機関である職員、事業実施者又はこれらの者の代理人の故意又は重過失に起因する事故

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する事故

ウ 地震、噴火、又は津波に起因する事故

エ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する事故若しくはそれ以外の放射線照射又は放射能汚染に起因する事故

オ 事業実施者の心神喪失に起因する事故

カ 事業実施者の、又は事業実施者の指図による暴行又は殴打に起因する事故

キ 車両の所有、使用、又は管理に起因する事故

ク 施設の建設、改築、改造又は修理等の工事

ケ 事業実施者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

コ その他保険契約に定めるもの

(2) 傷害事故

ア 市の執行機関若しくはその補助機関である職員又は事業実施者の故意又は重過失に起因する事故

イ 戦争、変乱、暴動、労働争議等の政治的又は社会的騒じょうに起因する事故

ウ 地震、噴火、又は津波に起因する事故

エ 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する事故若しくはそれ以外の放射線照射又は放射能汚染に起因する事故

オ 事業実施者の脳疾患、疾病又は心神喪失

カ 妊娠、出産、早産又は流産

キ 事業実施者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為に起因する事故

ク 細菌性食中毒

ケ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛などで医学的他覚所見のないもの

コ 事業実施者の無資格運転又は酒酔い運転

サ 公務災害補償の適用を受けるもの

シ その他保険契約に定めるもの

11 損害賠償責任事故の支払い対象となる費用等

損害賠償責任事故の支払い対象となる費用等は、次のとおりとする。

(1) 治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費、その他の損害賠償金

(2) 損害の防止又は軽減のために支出した費用

(3) 損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、調停等に要した費用で保険会社の承認を得て支出したものの

(4) 保険会社に協力するために支出した費用

(5) その他保険契約に定めるもの

12 損害賠償責任事故のてん補額

(1) 損害賠償責任事故のてん補額は、次に定める額を限度額（以下「支払限度額」という。）とする。

ただし、5,000 円は事業実施者が負担する。

ア 他人の身体に損害を与え、事業実施者が損害賠償責任を負った事故は、1 人につき 1 億円、1 事故につき 5 億円とする。

イ 他人の財産に損害を与え、事業実施者が損害賠償責任を負った事故は、1 事故につき 500 万円とする。

ウ 他人からの預かり品や管理しているものを滅失、き損又は汚損等により損害を与え、活動者が賠償責任を負った事故は、1 事故につき 500 万円とする。

(2) (1) にかかわらず、製造、販売又は提供した財物が他人に引き渡された後にその品質、取扱い等により生じた事故及び作業が完了し、又は放棄された後にその作業の結果によって生じた事故については、(1) ア及びイに規定する 1 事故の支払限度額を、(1) ウに規定する事故については、500 万円をそれぞれ保険契約期間中の支払い限度額とする。

13 傷害事故の保険金支払額

(1) 事業実施者が傷害事故を原因として、当該事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡したときは、その法定相続人に対し、死亡保険金 500 万円（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、それを控除した金額）を支払うものとする。

(2) 事業実施者が、傷害事故を原因として当該事故の日から 180 日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対して後遺障害保険金を支払うものとし、その額は 500 万円に別表 2 に定める障害の区分に応じ、それぞれ同表に定める割合を乗じた額とする。

(3) 事業実施者が、傷害事故を原因として、その直接の結果として入院した場合は、その者に対し入院保険金を支払うものとし、その額は入院した日数に応じて、事故の発生の日からその日を含めて 180 日を限度とし、1 日につき 3,500 円とする。また、傷害事故を原因として、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に病院又は診療所において手術を受けた場合、1 事故に基づく傷害について 1 回の手術に限り、入院中に受けた手術の場合は 35,000 円、外来で受けた手術の場合は 17,500 円を支払うものとする。ただし、次のいずれかに該当する手術は対象外とする。

ア 創傷処理

イ 皮膚切開術

ウ デブリードマン

エ 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術及び授動術

オ 抜歯手術

(4) 事業実施者が、傷害事故を原因として、その直接の結果として通院した場合は、その者に対し通院保険金を支払うものとし、その額は通院した日数に応じて、事故の発生の日からその日を含めて 180 日までの間において 90 日を限度とし、1 日につき 2,500 円とする。

14 事故の通報

事業実施者（事業実施者が死亡した場合は、その法定相続人）は、事業実施中に事故が発生したときは、速やかに市長に通報しなければならない。

15 事故報告

「14 事故の通報」の事業実施者（事業実施者が死亡した場合は、その法定相続人）は、前条の通報の後に、速やかに「横浜市こども青少年局委任業務保険事故報告書」（第 1 号様式）により市長に報告しなければならない。

16 事故の判定

市長は「15 事故報告」に定める報告があったときは、事業実施者の事業実施中の事故であるかどうかを審査し、事業実施者の事業実施中の事故であると判定した場合は、速やかにその結果に「15 事故報告」の事故報告書を添えて保険会社に通知するものとする。

17 保険金の請求

- (1) 損害賠償責任事故に係る保険金は、当該事業実施者と被害者との法律上の問題が解決した後に、当該事業実施者が請求書に必要な書類を添付して請求するものとする。
- (2) 傷害事故による保険金は、事業実施者が死亡したとき又は治療が終わった後（事故の発生の日から180日を経過するに至った場合はその経過した日以後）に死亡した者の法定相続人又は傷害を負った者が請求書に必要な書類を添付して請求するものとする。

18 保険金の支払

- (1) 保険会社は、前条第1項及び第2項の規定により保険金の請求があった場合に、保険金請求者が開設している金融機関の口座に保険金を振り込むことによって、保険金の支払いを行うものとする。
- (2) 保険会社は、前項に規定する保険金の支払いを行ったときは、前条に規定する請求者及び市長に対して、該当手続をとった旨の通知を行うものとする。

19 その他

この仕様書に定めのない事項は、第3条により契約する保険契約に係る保険約款、特約条項及び覚書等の定めるところによるとともに、市と保険会社が協議の上、決定するものとする。

20 対象事業概要及び実績

(1) こんにちは赤ちゃん訪問事業

ア 事業概要

子育ての孤立化を防ぐため、生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭を、地域の訪問員が区役所と連携して訪問し、地域の子育て情報の提供等を行います。

- (ア) 生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭の訪問事業実施
- (イ) 区の福祉保健センターにおける定期連絡会への出席
- (ウ) 新任者研修(新たにこんにちは赤ちゃん訪問員になった者を対象とする)の受講
- (エ) フォローアップ研修(全ての訪問員を対象とする)の受講

イ 事業実施者

こんにちは赤ちゃん訪問員(30年度実績) 926人(うち、新任者103人)

ウ 現場取りまとめ課

各区こども家庭支援課

エ 事業所管課

こども青少年局こども家庭課

オ 事業実施回数(対象延べ人数)

	事業実施の内容	事業実施回数	事業実施延べ人数 (30年度実績)	事業実施時間
(ア)	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭の訪問事業実施	区福祉保健センター 開庁日・時間(土日祝 及び12月29日~1月 3日は除く。)	訪問件数 26,198件 (訪問率93.9%)	1件あたり 40分程度 (往復20分 訪問20分)
(イ)	区の福祉保健センターにおける 定期連絡会への出席	各区月1回開催	延11,112人	1回あたり 2.5時間程度 (往復30分 会議2時間)
(ウ)	新任者研修(新たにこんにちは赤 ちゃん訪問員になった者を対象 とする)の受講	年1回	97人	半日程度 (往復2時間 研修2時間)
(エ)	フォローアップ研修(全ての訪問 員を対象とする)の受講	年1回	681人	半日程度 (同上)

(2) 母子訪問指導事業

ア 事業概要

母体の保護並びに乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子訪問指導員が、第1子を中心に新生児の家庭を訪問し保健指導を行います。

(ア) 新生児（主に第1子）の家庭の訪問事業実施

(イ) 区の福祉保健センターにおける定期連絡会への出席

(ウ) 母子訪問員研修（全ての訪問員を対象とする）の受講

イ 事業実施者数

母子訪問指導員（30年度実績） 145人

ウ 現場取りまとめ課

各区こども家庭支援課

エ 事業所管課

こども青少年局こども家庭課

オ 事業実施回数（対象延べ人数）

	事業実施の内容	事業実施回数	事業実施延べ人数 (30年度実績)	事業実施時間
(ア)	新生児（主に第1子）の家庭の訪問事業実施	区福祉保健センター 開庁日・時間（土日祝 及び12月29日～1月 3日は除く。）	訪問件数 10,385件 (第1子訪問率 70.7%)	1件あたり 1.5時間程度 (往復30分 訪問1時間)
(イ)	区の福祉保健センターにおける 定期連絡会への出席	各区月1回開催	延1,740人	1回あたり 2.5時間程度 (往復30分 会議2時間)
(ウ)	母子訪問員研修（全ての訪問員を 対象とする）の受講	年1回	99人	半日程度 (往復2時間 研修2時間)

(3) 乳幼児健康診査事業

ア 事業概要

(ア) 乳幼児健康診査の結果等に基づいて集団で行う集団心理の業務

(イ) 乳幼児健康診査の結果等に基づいて行う個別心理の業務

(ウ) 研修の受講

イ 事業実施者数 (R 元年度実績)

(ア) 福祉保健センター発達相談員 46 人

(イ) 集団心理保育員 12 人

ウ 現場取りまとめ課

各区こども家庭支援課

エ 事業所管課

こども青少年局こども家庭課

オ 事業実施回数 (対象延べ人数)

実施者	事業実施の内容	事業実施回数	事業実施延べ人数 (30 年度実績)	事業実施 時間
発達 相談員	(ア) 乳幼児健康診査の結果等に基づいて行う集団心理における親子教室対象者の選定、グループワーク指導、乳幼児の発達の経過の確認及び処遇方針の検討)	区福祉保健センター 開庁日・時間 (土日祝及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く。)	352 回	半日程度
	(イ) 乳幼児健康診査の結果等に基づいて行う個別相談における面接及び処遇方針の検討	区福祉保健センター 開庁日・時間 (土日祝及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く。)	1860 回	半日程度
	(ウ) こども青少年局で実施する研修の受講	年 1 回	46 人 (全ての発達相談員が対象)	半日程度 (往復 2 時間 研修 2 時間)
集団 心理 保育員	(ア) 乳幼児健康診査の結果等に基づいて行う集団心理の遊びのプログラムの進行、養育者への遊び方のアドバイス	区福祉保健センター 開庁日・時間 (土日祝及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く。)	352 回	半日程度
	(イ) こども青少年局で実施する研修の受講	年 1 回	12 人 (全ての集団心理保育員が対象)	半日程度 (往復 2 時間 研修 2 時間)

(4) ファミリーサポートクラス事業

ア 事業概要

(ア) 乳幼児健康診査等の結果に基づいて行うファミリーサポートクラスの業務

(イ) 研修の受講

イ 事業実施者数 (R1 年度実績)

(ア) ファミリーサポートクラスカウンセラー 20 人

(イ) ファミリーサポートクラス保育員 25 人

ウ 現場取りまとめ課

各区こども家庭支援課

エ 事業所管課

こども青少年局こども家庭課

オ 事業実施回数 (対象延べ人数)

実施者	事業実施の内容	事業実施回数	事業実施延べ人数 (30 年度実績)	事業実施時間
カウンセラー	(ア)乳幼児健康診査等を通じて把握した不適切な養育のおそれがある養育者に対し行う、ファミリーサポートクラスの対象者の選定、運営、処遇方針等に関する検討及び運営に関する助言等	区福祉保健センター 開庁日・時間 (土日祝及び 12 月 29 日～1 月 3 日は除く。)	247 回	半日程度
	(イ)こども青少年局で実施する研修の受講	年 1 回	20 人 (全てのカウンセラーが対象)	半日程度 (往復 2 時間 研修 2 時間)
保育員	(ア)乳幼児健康診査等を通じて把握した不適切な養育のおそれがある養育者に対し行う、ファミリーサポートクラスに参加した子どもの保育及び観察等	247 回		半日程度

(5) 横浜市子育て支援者事業

ア 事業概要

- (ア) 地区センター、地域ケアプラザ等の市民利用施設における子育て相談
- (イ) 相互支援を目的とした地域における複数の養育者によるグループへの支援
- (ウ) 区の福祉保健センターにおける定期連絡会への出席
- (エ) 支援者新任研修の受講
- (オ) 助言者事業実施（新任支援者への助言、自主研修の企画と実施、関係者との連携業務）
- (カ) 助言者新任研修の受講

イ 事業実施者数

子育て支援者（R元.12月時点） 177人

ウ 実施場所

子育て支援者会場（開催数）

地区センター、地域ケアプラザ等の市民利用施設で、乳幼児が安全に遊ぶことができる室内（181回開催／週、18区）

エ 現場取りまとめ課

各区こども家庭支援課

オ 事業所管課

こども青少年局子育て支援課

カ 事業実施回数（対象延べ人数）

	事業実施の内容	事業実施回数	事業実施延べ人数 (30年度実績)	事業実施時間
(ア)	地区センター、地域ケアプラザ等の市民利用施設における子育て相談（子育て支援者会場の開催）	・各会場週1回 (土日祝及び12月29日～1月3日は除く。)	8,720人	2時間程度
(イ)	相互支援を目的とした地域における複数の養育者によるグループへの支援	458回 (30年度実績)	496人	2時間程度
(ウ)	区の福祉保健センターにおける定期連絡会への出席	各区月1回開催	1,772人	2時間程度
(エ)	支援者新任研修の受講	年2回×8回	88人	半日程度
(オ)	助言者事業実施（新任支援者への助言、自主研修の企画と実施、関係者との連携業務）	315回 (30年度実績)	315人	2時間程度
(カ)	助言者研修の受講	年1回	19人	半日程度

(6) ユースサポーター事業

ア 事業概要

ユースサポーターが、ひきこもり状態などにある若者に対する家庭への定期的な訪問、外出同行、外出先での事業実施支援等を実施する。

(ア) 対象者の家庭への定期的な訪問、外出への同行及び外出先（青少年相談センターを含む）での事業実施支援及び事業実施状況報告書の作成

(イ) ユースサポーター研修への参加及び研修報告書の作成

イ 事業実施者数

ユースサポーター（令和元年度見込） 15人

ウ 現場取りまとめ課及び事業所管課

こども青少年局青少年相談センター

エ 事業実施回数（対象延べ人数）

	事業実施の内容	事業実施回数	事業実施延べ人数（件数）	事業実施時間
(ア)	対象者の家庭への定期的な訪問、外出への同行及び外出先（青少年相談センターを含む）での事業実施支援及び事業実施状況報告書の作成	こども青少年局青少年相談センター開庁日・時間（土日祝及び12月29日～1月3日は除く。）	平成30年度訪問等件数延べ71件	1件あたり 半日程度（往復2時間、訪問及び報告書作成2時間）
(イ)	ユースサポーター研修への参加の受講及び研修報告書の作成	年3回	令和元年度受講者数（見込）延べ24人	半日程度（往復2時間、研修及び報告書作成2時間）

(7) 保育所への臨床心理士派遣事業

ア 事業概要

保育所の相談機能の強化、保護者の育児力の向上を図るため、臨床心理士を保育所に派遣し、保育所職員に対する保護者対応や支援のあり方について相談・助言を行います。

(ア) 相談支援

(イ) 研修の企画・実施

(ウ) 臨床心理士連絡会への参加

イ 事業実施者数

臨床心理士（令和2年度派遣予定人数） 6人

ウ 現場取りまとめ課及び事業所管課

こども青少年局保育・教育運営課

エ 事業実施回数（対象延べ人数）

	事業実施の内容	事業実施回数	事業実施延べ人数・回数 (30年度実績)	事業実施時間
(ア)	相談支援	保育所開園日・時間 (土日祝及び12月29日～1月3日は除く。)	相談件数 486件	1回あたり 4時間程度
(イ)	研修の企画・実施	随時	延4回	1回あたり 2時間程度
(ウ)	臨床心理士連絡会への参加	年4回	年4回	2時間程度

横浜市子ども青少年局委任業務保険事故報告書

年 月 日

※自署の場合は印不要

フリガナ
氏名：..... ⑨ 生年月日： 年 月 日

住所：〒..... 職業：.....

日中の連絡先：(自宅・携帯電話・勤務先).....

事業実施中に事故が発生したので、報告します。

事故の種類 (該当に○)		損害賠償責任事故	傷 害 事 故
事業所管課 記入欄	区局名		
	区局住所		
	委任業務名称	※ 日頃の業務について確認できる資料を添付してください。	
事故の 詳細	当日の業務内容	※ 当日の業務について確認できる資料を添付してください。	
	発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	
	発生場所		
	発生時の状況	※ できるだけ詳しくご記入ください。	
事故の目撃者又は 当日の事故を証明できる方		住 所	
		フリガナ 氏 名	
		事業実施者との関係	
		日中の連絡先	(自宅・携帯電話・勤務先)
		※ 確認のためご連絡をさせていただく場合があります。	

※ 裏面もご記入ください。

後遺障害等級表

等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼および言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したもの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能を廃したもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したもの (7) 1下肢の用を全廃したもの	59%

	(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）	
第6級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの 	50%
第7級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したもの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの 	42%
第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したもの (5) 1下肢を5 cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	34%

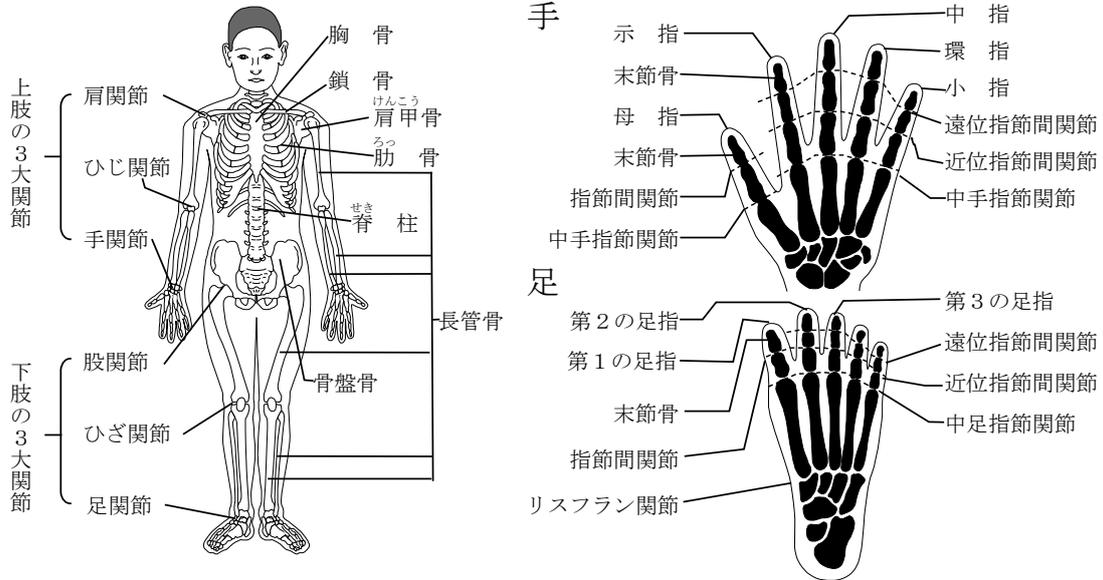
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したもの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したもの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したも 	15%

	の (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの	4%

(9) 局部に神経症状を残すもの

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



横浜市子ども青少年局委任業務保険事務フロー

